令和6年2月20日 資料No.7 総 務 常 任 委 員 会

人 事 課

議案第3号

港区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

1 目 的

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行に伴い、特殊勤務手当の 訪問指導業務手当に関する規定を整備します。

2 改正内容

職員が生活指導等の訪問業務を行った際に支給対象となる訪問指導業務手当の支 給対象者の名称を、売春防止法に定められていた「婦人相談員」から、困難な問題を 抱える女性への支援に関する法律に定められる「女性相談支援員」に変更します。

○支給対象者の名称変更

改正前の名称	改正後の名称
婦人相談員 (売春防止法)	女性相談支援員 (困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律)

3 施行期日

令和6年4月1日

付 則	(後略)	2 (略)	る業務を行うため家庭を訪問したときに支給する。	える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)に定め寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)又は困難な問題を抱	人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)、母子及び父子並びに	十四号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、老	四年法律第二百八十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六	(昭和二十五年法律第百四十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十	指導員、母子・父子自立支援員又は女性相談支援員が、生活保護法	第三条 訪問指導業務手当は、福祉に関する事務所に勤務する訪問員、	(訪問指導業務手当)	(前略)	改正案	港区職員の特殊勤務手当に関する条例新
	(後略)	2 (略)	きに支給する。	十一年法律第百十八号)に定める業務を行うため家庭を訪問したと福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)又は売春防止法(昭和三	祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)、母子及び父子並びに寡婦	号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、老人福	法律第二百八十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四	和二十五年法律第百四十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年	指導員、母子・父子自立支援員又は婦人相談員が、生活保護法(昭	第三条 訪問指導業務手当は、福祉に関する事務所に勤務する訪問員、	(訪問指導業務手当)	(前略)	現行	に関する条例新旧対照表

1 | 2 なお従前の例による。 った訪問指導業務手当で、施行日以後に支給するものについては、 定める業務を行うため家庭を訪問したことにより支給することとな 基づき婦人相談員が売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)に よる改正前の港区職員の特殊勤務手当に関する条例第三条第一項に この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にこの条例に この条例は、令和六年四月一日から施行する。